

新旧対照表

○ 道路交通法等の改正等に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処分基準 令和7年3月24日作成	処分基準 令和7年2月5日作成	
法令名:道路交通法	法令名:道路交通法	
根拠条項:第108条の32の2第5項	根拠条項:第108条の32の2第5項	
処分の概要:運転免許取得者等教育の認定の取消し	処分の概要:運転免許取得者等教育の認定の取消し	
原権者(委任先):千葉県公安委員会	原権者(委任先):千葉県公安委員会	
法令の定め:道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、 第2条(運転免許取得者等教育指導員)、第3条(設備)、第4条(課程の基準)	法令の定め:道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、 第2条(運転免許取得者等教育指導員)、第3条(設備)、第4条(課程の基準)	
処分基準:都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	処分基準:都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	
問い合わせ先:交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係(043-274-2000)	問い合わせ先:交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係(043-274-2000)	
備考:	備考:	

改正後	改正前	備考
〔別紙1 略〕 別紙2 1 認定の審査 認定教育規則第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第6号、丙交企発第17号）第1の1(1)のほか、以下について留意すること。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 課程の基準の適合性 ア 更新時講習同等課程 認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第27号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第71号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 イ 高齢者講習同等課程	〔別紙1 略〕 別紙2 1 認定の審査 認定教育規則第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第4号、丙交企発第26号）第1の1(1)のほか、以下について留意すること。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 課程の基準の適合性 ア 更新時講習同等課程 認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（平成27年3月30日付け警察庁丙運発第12号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和4年9月26日付け警察庁丁運発第31号）に準拠しており、更新時講習（<u>道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）による改正後の</u>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 イ 高齢者講習同等課程	通達発出日等を改正 通達発出日等を改正 「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の」を削除

改正後	改正前	備考
認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第22号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第68号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。 (ア) ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくとも20分間行われること。 (イ) 受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。 ウ 指定の要件 認定教育規則第4条第2項第4号の「第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。 [2～3 略] [別添 略] [別記様式第1号～第3号 略]	認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和4年9月26日付け警察庁丙運発第31号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。 (ア) ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくとも20分間行われること。 (イ) 受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。 ウ 指定の要件 認定教育規則第4条第2項第4号の「第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。 [2～3 略] [別添 略] [別記様式第1号～第3号 略]	通達発出日等を改正

新旧対照表

○ 道路交通法等の改正等に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処分基準 令和7年3月24日作成	処分基準 令和5年7月1日作成	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項	根拠条項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項	
処分の概要：運転免許取得者等検査の認定の取消し	処分の概要：運転免許取得者等検査の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、 第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）	法令の定め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、 第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）	
処分基準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	処分基準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	
問い合わせ先： <u>交通部運転免許本部運転教育課</u> 教習所指導係（043－274－2000）	問い合わせ先： <u>千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課</u> 教習所指導係（043－274－2000）	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 1 1 認定の審査 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 方法の基準の適合性 認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第28号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第72号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。 〔2～3 略〕 〔別添 略〕 〔別記様式第1号～第3号 略〕	別紙 1 1 認定の審査 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 方法の基準の適合性 認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第10号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第47号）に準拠しており、<u>道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の</u>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。 〔2～3 略〕 〔別添 略〕 〔別記様式第1号～第3号 略〕	通達発出日等を改正 「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の」を削除

改正後	改正前	備考
別記様式第4号 認定認知機能検査結果通知書 住 所 氏 名 生 年 月 日 検査年月日 検査場所 総合点 (A 点) (B 点) 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。 今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。 また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。 この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。 運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。 年 月 日 所在地 名 称 管理者 印	別記様式第4号 認定認知機能検査結果通知書 住 所 氏 名 生 年 月 日 検査年月日 検査場所 総合点 (A 点) (B 点) 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。 今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。 また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。 この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。 運転免許 証の更新手 続の際は、この書面を 必 ず持参してください。 年 月 日 所在地 名 称 管理者 印	「等」を追加

改正後	改正前	備考
別記様式第4号 認定認知機能検査結果通知書 住 所 氏 名 生 年 月 日 検 査 年 月 日 検 査 場 所 「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。 今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。 個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。 運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。 年 月 日 所在地 名 称 管理者 印	別記様式第4号 認定認知機能検査結果通知書 住 所 氏 名 生 年 月 日 検 査 年 月 日 検 査 場 所 「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。 今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。 個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。 運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。 年 月 日 所在地 名 称 管理者 印	「等」を追加

改正後	改正前	備考				
別記様式第 4 号 (裏面) 認定認知機能検査の判定や計算等について 総合点による判定 <table><tr><td>3.6 点 未 満</td><td>記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。</td></tr></table> 判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。 認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。 したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。 認知症のおそれがあるとされても、免許証等更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。 認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。 総合点の計算 総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。 正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。 総合点 = 2.499×A + 1.336×B Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。 Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。	3.6 点 未 満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。	別記様式第 4 号 (裏面) 認定認知機能検査の判定や計算等について 総合点による判定 <table><tr><td>3.6 点 未 満</td><td>記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。</td></tr></table> 判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。 認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。 したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。 認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。 認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。 総合点の計算 総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。 正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。 総合点 = 2.499×A + 1.336×B Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。 Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。	3.6 点 未 満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。	「等」を追加
3.6 点 未 満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。					
3.6 点 未 満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。					

改正後	改正前	備考
別紙 2 1 認定の審査 認定検査規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 方法の基準の適合性 認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>3</u> 日付け警察庁丙運発第 <u>2</u> <u>5</u> 号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>3</u> 日付け警察庁丁運発第 <u>69</u> 号）に準拠しており、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。 ア ならし走行を含め、受検者 1 人当たり少なくとも 20 分間行われること。 イ 受検者 1 人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。 また、認定検査規則第 4 条第 2 項第 4 号の「第 1 条第 2 号	別紙 2 1 認定の審査 認定検査規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 方法の基準の適合性 認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月 <u>2</u> 日付け警察庁丙運発第 <u>9</u> 号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月 <u>2</u> 日付け警察庁丁運発第 <u>50</u> 号）に準拠しており、<u>道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）による改正後の</u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。 ア ならし走行を含め、受検者 1 人当たり少なくとも 20 分間行われること。 イ 受検者 1 人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。	通達発出日等を改正 「道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）による改正後の」を削除

改正後	改正前	備考
に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。 〔2～3 略〕 〔別添 略〕 〔別記様式第 1 号～第 4 号 略〕	また、認定検査規則第 4 条第 2 項第 4 号の「第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。 〔2～3 略〕 〔別添 略〕 〔別記様式第 1 号～第 4 号 略〕	